

## [事案 29-158] 入院・手術給付金支払請求

・平成 30 年 5 月 30 日 和解成立

### <事案の概要>

転換時に募集人から不告知教唆を受けたことを理由として、契約解除の取消しおよび転換後契約にもとづく、入院および手術給付金の支払いを求めて申立てがあったもの。

### <申立人の主張>

平成 21 年 2 月に契約した終身移行保険（契約①）を、平成 28 年 2 月に終身保険（契約②）に転換し、その後、同年 7 月に入院し大腸ポリープの手術を受けたので、給付金の支払いを請求したところ、転換の際に告知義務違反があったとして、契約②のうち、契約①の保障の範囲を超える部分について契約解除され、契約①にもとづいた場合と同額の入院および手術給付金が支払われた。しかし、以下の理由から、実際に支払われた入院および手術給付金と、契約②にもとづく入院および手術給付金との差額を支払ってほしい。

- (1) 転換する前に、募集人に対し、大腸ポリープで手術予定であることを伝えた。
- (2) 告知書は、募集人から「ここは書かなくてよい」等の指示を受けながら記入した。

### <保険会社の主張>

申立人が主張するような事実はなく、申立人の請求に応じることはできない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時およびその前後の状況を確認するため、申立人および募集人ならびに募集人の上司に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人による不告知教唆は認められないが、転換時の状況および紛争の早期解決の観点から、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。